JPO AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方一中間とりまとめ一(案) 募集について

- 1. 提案団体名:一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 会長 辻居 幸一
- 2. 窓口担当者:国際協力部 石川 聖
- 3. 連絡先:〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階 03-3591-5304 satoshi.ishikawa@aippi.or.jp
- 4. 提案及び理由 ※青字がコメントとなります。
 - (1)報告書中「5.円滑な紛争処理に向けた知財紛争処理システム」「(1)早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型」に関する意見

特許制度小委員会では、大規模な訴訟制度の変更をする「立法事実」を確認できるような説明が全くなされてないし、委員会の中でも語られていない。

また、我が国で行われている訴訟実務(二段階審理)との違い、特に、差止請求と損害賠償請求とを分けて提起した場合との違い、またその違いが本当にあるのかという点について、十分な議論が全くなされていない。

したがって、今後新たな訴訟類型について検討するのであれば、現行の訴訟類型で何が不足してユーザーが困っているのかを明確にした上で、「立法事実」の確認をするべきである。そして、その困っている部分を本当に補うことができるのかを、十分に議論してから方向性を決めるべきである。

(2)報告書中「6.紛争形態の複雑化への対応」「(1)差止請求権の在り方」に関する意見

AI・IoT 時代には、通信関係の技術が社会インフラとなってきており、通信等の標準化された技術を利用する業種が拡大している。社会インフラ化されており、かつ標準化されている技術に関する特許権者が、差止請求権の行使をちらつかせて高額な和解金を請求する事例があり、産業への影響は非常に大きい。

社会インフラ化している標準化技術の特許権に関し、例えば、実施者が実施料を支払 う意思があるような限定的なケースに限っては、差止請求権の制限がされるべきであり、 「今後、引き続き検討していくことが適当である」との案に賛同する。

以上